

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1 種	永年	4 2		
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 記 録				
日 時	令和 8 年 6 月 2 2 日 (月)	開会 閉会	午前 9 時 5 6 分 午前 1 1 時 2 1 分	会場 総合保健福祉 センター 2 階 会議室 1
出席者	委員長 吉野 寛招 副委員長 森田 收三 委員 西村 泰一 委員 宮田 志野 委員 森光 一晴 委員 高橋 立一 委員 高橋 祐平			
市側出席者	副市長 (梅原健一郎) 農林水産課長 (嶋崎 貴寿) 建設課長 (中川 雄大) 港湾政策推進監 (壹反田正好) 住宅・建築課長 (山岡 伸也) 上下水道課長 (大野 明) 福祉事務所長 (森光 澄夫) 長寿介護課長 (大崎 弘美) 健康推進課長 (國廣 哲也) 環境未来課長 (宮本 良二) 市民課長 (市川ゆかり) 総務課長 (松浦 すが)			
欠席者	【事務局】局長：久万 敏幸 事務局員 福本 恵美			記録者 福本 恵美
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第 4 5 号 専決処分の承認について			原案承認	
市議案第 4 7 号 須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について			原案可決	
市議案第 5 0 号 専決処分の承認について《分割》			原案承認	
市議案第 5 2 号 専決処分の承認について			原案承認	
市議案第 5 3 号 専決処分の承認について			原案承認	
市議案第 5 4 号 令和 8 年度須崎市一般会計補正予算 (第 1 号) について 《分割》			原案可決	
市議案第 5 5 号 令和 8 年度須崎市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について			原案可決	
市議案第 5 6 号 令和 8 年度須崎市水道会計補正予算 (第 1 号) について			原案可決	

市議案第57号 高幡障害者支援施設組合規約の変更について

原案可決

市議案第62号 字の区域の変更について

原案可決

(2) その他

産業厚生委員会記録《令和8年6月22日》

○午前 9時56分 開会

~~~~~

○吉野委員長＝皆さん、おはようございます。

ただいまより産業厚生委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行にあたりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

また、円滑な会議進行のため、議案に関係のない質問は控えるようお願いいたします。反対の意見があるときは、必ず反対の意思表示と理由を述べるようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、産業厚生委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第45号 専決処分の承認について

○吉野委員長＝まず、市議案第45号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市川市民課長＝おはようございます。

市民課から市議案第45号専決処分の承認についてにつきまして御説明いたします。

議案書14ページから16ページでございます。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）並びに地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）等が令和8年3月31日に公布、翌4月1日に施行となったことに伴い、令和8年3月定例会において議決をいただきました須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年須崎市条例第9号）の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げるとともに、承認をお願いするものでございます。

主な改正内容としましては、3月定例会で議決をいただきました、国民健康保険税の一部改正の内容に対しまして、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置につきまして、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を引き上げる内容を追加するものと

なっております。

議案書16ページを御覧ください。第2条第3項を改め、同条に1項を加える改正規定に関する改正につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を「66万円」から「67万円」に改めるとともに、新設となった子ども・子育て支援金に係る賦課限度額を3万円と定める改正内容となっております。

第21条第1項を改め、同項第1号に次のように加える改正規定に関する改正につきましても、先ほどと同様に、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を「66万円」から「67万円」に改めるとともに、新設となった子ども・子育て支援金に係る賦課限度額を3万円に定めるとともに、所要の用語の修正を行う改正内容となっております。

第21条第1項第2号並びに第3号に次のように加える改正規定に関する改正につきましては、低所得者に対して被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、5割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を「30万5,000円」から「31万円」に、2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を「56万円」から「57万円」に改めるとともに、所要の用語の修正を行う改正内容となっております。

第21条第3項各号列記以外の部分を改め、同項に3号を加える改正規定並びに第21条に1項を加える改正規定に関する改正につきましては、国民健康保険税条例の中で引用する国の施行規則の条ずれや所要の用語の修正を加える改正内容となっております。

また、附則といたしまして、このたびの改正条例の施行期日を公布の日と定めることによって、3月定例会で議決をいただきました、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の施行期日である令和8年4月1日から改正となるものであります。以上よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝質問いたします。

課税限度額の引上げによって、高所得世帯で年間どのぐらいの引上げになるのでしょうか、お伺いいたします。

○吉野委員長＝市民課長。

○市川市民課長＝お答えいたします。

先ほど述べましたように、軽減判定基準額の額では、5割軽減の方が30万5,000円から31万円、2割軽減の方が56万円から57万円となります。

また、税率ですが、医療分としましては、限度額が66万円から67万円、新設としまして、子ども・子育て支援金分が3万円というふうになっております。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝年間で増える金額が、負担が一世帯当たりどのぐらいになるかということをお教えにいただいたかったのですが、例えばのケースで構いませんので。

○吉野委員長＝市民課長。

○市川市民課長＝世帯数でよろしいでしょうか。金額…。

○宮田委員＝世帯数で。

○市川市民課長＝世帯数でお答えさせていただきます。66万円の限度額を67万円にすることによって、世帯数では変動がございません。今のところ確認した中では、世帯が前回から2世帯ほど減るような形になっております。

子ども・子育て支援金を課税した場合の世帯数で限度額を超過する方が66世帯というふうに今確認をしております。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝そういう世帯があるということで、負担が増える世帯もあるということの認識でよろしいでしょうか。

○吉野委員長＝市民課長。

○市川市民課長＝幾らかの負担がかかるかとは思いますが、世帯数に関しては先ほどお答えしたような状態になるかと思えます。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝国保がずっと値上がりをしていて、本当に高いと言われています。負担が重くなっていますので、これ以上の負担を増やすべきではないと私は考えます。令和7年度の国保の会計も7,500万円の黒字となっておりまして、基金も積み上がっています。さらなるこの負担増をするべきではないと考えまして、この条例には反対させていただきます。

○吉野委員長＝ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝なければ、採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○吉野委員長＝挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり承認すべきものと決しました。

○吉野委員長＝続きまして、市議案第47号須崎市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市川市民課長＝続きまして、市議案第47号須崎市印鑑条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書23ページから24ページでございます。本条例では個人番号カードを用いて印鑑登録証明書を取得できることを規定していますが、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行により、在留カード、特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加した特定在留カード、特定特別永住者証明書でも印鑑登録証明書を取得することが可能となるため、条例について所要の改正を行うものでございます。

24ページを御覧ください。本条例第15条、多機能端末機による登録証明書の交付につきまして、個人番号カードの機能が付加された特定在留カード等でも、印鑑登録証明書が取得することができることを規定いたします。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第50号 専決処分の承認について《分割》

○吉野委員長＝続きまして、市議案第50号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝おはようございます。

市議案第50号専決処分の承認についてにつきまして御説明いたします。

本議案は、令和7年度須崎市一般会計補正予算（第12号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ11億5,295万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264億1,832万6,000円とするものでございます。

それでは、各課から御説明いたします。

○吉野委員長＝市民課長。

○市川市民課長＝それでは、市民課から、市議案第50号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第12号）のうち、市民課所管分につきまして御説明いたします。

別冊の令和7年度須崎市補正予算書の21ページを御覧ください。第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費の使用料及び賃借料230万円の減額につきましては、戸籍管理システム利用料の減額となっております。

次に23ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第5目老人福祉費の項目の下から2番目、後期高齢者医療事業費の更正減200万円につきましては、後期高齢者医療広域連合における共通経費等の確定に伴いまして、高知県後期高齢者医療広域連合市町村負担金の額が確定したことによる更正減となっております。

以上よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝おはようございます。

続きまして、福祉事務所所管分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書22ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費190万円の減額補正につきましては、あったかふれあいセンター事業費の更正減で、事業実績に伴う決算見込みによるものでございます。利用者数につきましては、全体の利用者実人数が31人増の795人となっております。

次に、第2目障害者福祉費204万円の減額補正につきましては、心身障害者扶養共済補助金の減額によりまして、障害者福祉費34万円の更正減、福祉タクシー事業費170万円の更正減でございます。

なお、福祉タクシー事業の申請者数は、タクシーチケット171人、給油券163人、合計334人でございます。昨年よりタクシーチケットにつきましては5名

の増加、給油券につきましては10名の減少でございまして、合計では5名の減少になっております。

次に、第3目障害者自立支援給付費1,295万円の減額補正につきましては、障害福祉サービス給付費660万円の更正減、障害者自立支援医療給付費140万円の更正減。障害児給付費310万円の更正減など、各種給付費の事業実績に伴う更正減でございます。

次に、第4目障害者地域生活支援事業費125万円の減額補正につきましても、事業実績に伴うものでございまして、移動支援事業費等の更正減でございます。

続きまして24ページを御覧ください。第3項生活保護費第1目生活保護総務費155万円の減額補正、第2目扶助費6,900万円の減額補正につきましては、決算見込みに伴い減額するもので、生活保護総務費は生活困窮者自立相談支援事業費、生活困窮者家計改善支援事業費にかかる委託料等の更正減でございます。

なお、停止中の世帯も含めた令和8年3月中に保護を受けた世帯数は388世帯、人数は465人、保護率は25.3%となっておりまして、前年と比較いたしますと、世帯数は15世帯、人数は18人減少しておりまして、保護率につきましても0.3%低下をしております。

次に、第4項災害救助費第1目災害救助費180万円の減額補正につきましては、災害援護資金貸付金の更正減でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝続きまして、長寿介護課所管分につきまして御説明させていただきます。

別冊補正予算書22、23ページでございます。第3款民生費第1項社会福祉費第5目老人福祉費2,703万2,000円の減額につきまして、説明欄を御覧ください。老人福祉費1,710万円の減額更正につきまして、主なものとして、特別養護老人ホーム葉山荘の負担金1,630万円の減額がございます。これは、職員の休職に伴う支出の減少、入居者数の増加による収入の増加、さらには入居者数に応じた経費按分の結果などを反映し、決算見込みに基づき減額を行うものでございます。

次に、高齢者等福祉タクシー事業費270万円の減額、住宅改造支援事業費193万2,000円の減額、老人施設入所措置費（養護分）230万円の減額、高齢者おでかけ応援事業費100万円の減額につきましては、それぞれ各事業の決算見込みに基づく減額更正でございます。

次に、第8目介護保険推進事業費924万2,000円の減額につきましては、各事業の決算見込みに基づく減額更正でございます。このうち主なものとして、説明欄の2段目の介護基盤整備等事業費800万9,000円の減額でござ

います。これは、小規模多機能型居宅介護事業所整備事業につきまして、決算見込みを踏まえた減額更正を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝健康推進課長。

○國廣健康推進課長＝続きまして、健康推進課分について御説明いたします。

まず、別冊補正予算書19ページを御覧ください。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費のうち健康推進課分を説明します。説明欄の地域おこし協力隊費更正減2,602万9,000円のうち、モバイル診療車両に看護師として搭乗する地域おこし協力隊員の雇用に係る経費について、健康推進課分は130万円の減額となっております。

続きまして、24ページ、25ページをお願いします。第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費は、それぞれ実績に基づく更正減となっております。説明欄の主な事業について説明いたします。まず、母子保健事業費1,120万円の更正減につきましては、主な要因として、出生数の減少により、妊産婦健診や乳児健診の対象者が見込みを下回ったことによる委託料の減額、並びに同様に対象者が見込みを下回ったことによる健診に係る交通費補助金などの減額でございます。

1行を飛ばしまして、子育て世代包括支援センター事業費233万3,000円の更正減につきましては、宿泊型産後ケア事業や産前産後ヘルパー事業の利用実績に合わせた委託料の減額でございます。

続いて2行飛ばしまして、乳児用おむつ購入助成事業費178万4,000円の更正減につきましては、当初、100件分を見込んでおりましたが、出生数の減少により交付件数が50件にとどまったことから、助成費を減額するものでございます。

次に、第2目予防費でございます。予防費の1,380万円の更正減は、各種予防接種委託料の実績に基づく減額でございます。減額の要因につきましては、全体的に定期予防接種が低調であったことに加え、出生数が当初見込みを下回ったことにより、乳幼児を対象とした各種予防接種件数が減少したことも一因でございます。

次に、第4目医療対策費、モバイルクリニック推進事業費214万円の更正減につきましては、当初予算編成時の見積額から契約時において事業内容を見直したことによる減額でございます。

最後に、第5目健康増進事業費600万円の更正減につきましては、総合保健福祉センターや医療機関で実施する各種がん検診委託の実績が、当初の見込みを下回ったことによる減額となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝環境未来課長。

○宮本環境未来課長＝市議案第50号、令和7年度須崎市一般会計補正予算（第12

号)について、環境未来課所管分について御説明申し上げます。

別冊補正予算書の25ページをお願いいたします。歳出では第4款衛生費第1項保健衛生費第3目環境衛生費、3億2,666万2,000円の減額補正につきましては、まず説明欄の1段目、クリーンエネルギーのまちづくり事業費につきましては、太陽光発電システム設置費補助金についての更正減が57万4,000円であり、令和7年度の補助実績につきましては、太陽光パネル、蓄電池、その両方の全てを合計して、昨年度補助実績と同数の21件でございました。

次に、2段目の二酸化炭素排出抑制対策事業費につきましては、省エネルギー機器導入事業費補助金についての更正減が102万4,000円であり、これは事業者に対する省エネ機器の買替えに対する補助で、令和7年度の補助実績は7件でございました。

3段目の脱炭素先行地域づくり事業費の3億3,950万円の減額補正につきましては、脱炭素先行地域づくり事業に係る高知ニューエナジーに対する補助につきまして、令和7年度事業のうち、年度内に実施できなかった事業分について、事業計画の変更などを行ったことによる更正減でございます。

4段目の水域環境創造プロジェクト事業費につきましては、すさきがすきさ応援寄附金を活用し、新荘川流域及び浦ノ内地区において生活排水の水質浄化を目指し、合併浄化槽への転換に対して補助を行っているもので、更正減120万円で、令和7年度の実績は6件となっております。

5段目の須崎斎場運営一部事務組合負担金基金積立金1,563万6,000円につきましては、本年4月から須崎斎場の管理運営を、それまでの高幡広域市町村圏事務組合から、新しく立ち上げた本市、津野町、土佐市による須崎斎場運営一部事務組合に引き継いだ際に、高幡広域市町村圏事務組合において、これまでの委託料を超えた斎場利用料の差額について、今後の修繕費用等に備え、基金として積み立てていたものについて、斎場業務の移管とともに、本市、津野町にそれぞれ負担割合に応じて返金となったもので、本市分といたしまして1,563万6,000円が返金となったことから、同額について基金として新たに積み立てることとしたものでございます。

次に26ページをお願いいたします。第2項清掃費第2目塵芥処理費更正減210万円につきましては、指定ごみ袋売りさばき委託料の減額更正でございます。

次に、補正予算書の6ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正でございます。第4款衛生費第2項清掃費クリーンセンター横浪施設整備事業費820万円につきましては、クリーンセンターのリサイクルプラザ及び浸出水処理施設における機器の更新工事や改修工事などについて、本年度中での事業の実施ができなかったことから、翌年度に繰り越す必要が生じたことから、追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝それでは、令和8年3月補正のうち農林水産課分について御説明いたします。

別冊補正予算書の26ページでございます。第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費は176万円の減額でございますが、説明欄にありますとおり、競争力強化生産総合対策事業費を含む3事業につきまして、いずれも決算見込みに伴う減額更正でございます。

次に、第4目農地費は1,720万円の減額でございますが、その内訳といたしまして、農業水利防災対策事業費は決算見込みに伴う70万円減額更正であり、県工事負担金（水利施設整備事業）1,650万円の減額は、国の補助金の交付額が申請額と比べて少なかったことに伴う事業の縮小によるものでございます。

次に、第5目排水機維持費は220万円の減額でございますが、こちらは市内7か所の排水機維持費の決算見込みに伴う減額更正でございます。

続いて第2項林業費でございますが、27ページに移りまして、第1目林業総務費は300万円の減額でございますが、森林環境整備事業費の決算見込みに伴う減額更正でございます。

次に、第2目林業振興費は2,178万円の減額でございますが、その内訳といたしまして、説明欄にありますとおり、森林整備地域活動支援推進事業費480万円の減、高性能林業機械導入事業費を48万円の減、1つ飛びまして、危険木伐採事業費200万円の減につきましては、いずれも決算見込みに伴う減額更正でございます。林地崩壊防止事業費1,450万円の減額の主な理由につきましては、県道の治山事業による流末排水路の改良工事を、当初は浦ノ内の須ノ浦と今川内の2か所で予定をしておりましたが、県からの要請に伴い須ノ浦での事業を見送ったことから減額となったものでございます。

続いて、第3項水産業費です。第2目水産業振興費112万円の減額につきましては、新規漁業就業者支援事業費の決算見込みに伴う減額更正でございます。

次に第3目漁港管理費は5,600万円の減額でございますが、安和漁港海岸高潮対策事業費につきましては、国、県の補助金の交付決定額が申請額より減額となったため、その減額された補助金額に見合った工事を実施したことによる減額更正でございます。

次に32ページをお開きください。第11款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費でございますが、第1目現年発生補助災害復旧費2,860万円の減額と、その下の第2目現年発生単独災害復旧費260万円の減額につきましては、いずれも事業費の確定に伴う減額更正でございます。

続きまして、6ページに戻りまして、第2表、繰越明許費補正でございます。ま

ず上段の繰越明許費補正の追加でございますが、第6款農林水産業費第1項農業費の園芸用ハウス整備事業費1, 186万5, 000円は園芸用レンタルハウス整備の1棟が年度内に事業が完了しないことから、繰り越ししようとするものでございます。

また、その下の第3項水産業費の水産業振興費260万円につきましては、須崎町漁業協同組合の元組合長を原告とする損害賠償請求事件の弁護士委託料でございまして、今なお裁判が続いていることから繰り越ししようとするものでございます。

それから、下段の繰越明許費補正の変更でございますが、第6款農林水産業費第1項農業費、地域農業水利施設保全型事業費は2万3, 000円を追加して3, 166万3, 000円に、第3項水産業費、水産物供給基盤機能保全事業費は120万9, 000円を追加して4, 873万4, 000円に、安和漁港海岸高潮対策事業費は202万9, 000円を追加して1億2, 202万9, 000円にそれぞれ補正しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○吉野委員長＝住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝おはようございます。

それでは住宅・建築課分について御説明いたします。

市議案第50号別冊補正予算書の20ページをお願いいたします。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費の9番目になりますが、住宅リフォーム補助金交付事業費更正減の2, 521万2, 000円につきましては、補助金交付実績による更正減でございます。

次に28ページをお願いいたします。第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費、土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業費更正減の359万6, 000円につきましては、実績に基づく更正減でございます。

次に第2項道路橋りょう費第3目道路新設改良費、狭あい道路整備等促進事業費更正減の200万円につきましては、狭あい道路整備を行う物件がなかったことから、全額不用となっております。

次に、第6項住宅費第1目住宅管理費、公営住宅外壁改修事業費更正減945万円につきましては、泉町南永田市営住宅D棟の外壁等改修工事の完了実績による更正減でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝建設課長。

○中川建設課長＝それでは、建設課所管分について御説明を申し上げます。

別冊補正予算書28ページの歳出でございます。第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費でございます。右側説明欄、高台整備事業費更正減310万円につきましては、高台移転に関する住民意向調査委託料などの減額によるものです。

次に第2項道路橋りょう費第2目道路維持費239万円の減額につきましては、実績に伴う役務費と工事請負費の減額更正でございます。

次に第3目道路新設改良費4,529万7,000円の減額補正でございますが、市単道路整備事業費更正減4,039万7,000円につきましては、実施した依包橋ほか2橋の塗替塗装工事が当初の想定より安価に実施できたことなどによる減額でございます。

次の県工事負担金（県道等）から道路メンテナンス事業費までの減額更正につきましても、実績見込みによる減額でございます。

次に32ページまでページを送っていただきまして、第11款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費第1目現年発生補助災害復旧費2,887万6,000円の減額補正につきましては、実績見込みによる減額補正でございます。

次に33ページの第2目現年発生単独災害復旧費430万円の減額補正につきましても、実績見込みに伴う減額でございます。

次に6ページに戻っていただきまして、第2表、繰越明許費補正の追加でございます。第8款土木費第1項土木管理費、高台整備事業費77万円の追加でございますが、高台整備事業に係る委託料を繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。これより質疑に入ります。

西村さん。

○西村委員＝先に失礼します。25ページ環境未来課長、脱炭素先行地域づくり事業費の3億3,950万円の減額分についてお伺いいたします。

説明では、この高知ニューエナジーが年度内に実施できなかった分で減額になったというような説明だったと思いますが、すごく心配しているのは、もう2年ぐらい前から東川内で例えばソーラーをつけるとか、そういうようなことも伺っていましたが、何らなんか進んでないように思っております。本当にこの事業自体が大丈夫なのかな、補助金返還等にならないのかなと心配しておりますが、現在の状況等お聞かせ願いたいと思います。

○吉野委員長＝環境未来課長。

○宮本環境未来課長＝事業の進捗がちょっと遅れていることについて御心配をおかけしていると思います。今回の減額の中身ですが、事業が、これができなかったのも、この金額がというものではないので、若干その御説明させていただきます。

まず、令和7年度中に実施できなかった事業につきまして、今回遅れて令和8年度に実施する事業として予定しておりますけれども、その場合に国の交付金でいえば、今回令和8年度で予定している分は、令和8年度の交付金の財源と令和7年度の繰り越しの財源ということになります。今回ここで減額となるのは、令和7年度中に実施するとしていて、できなかった事業の中に、財源で令和6年度の繰越財源

を充てているものがございました。その財源については、事業は令和8年度やりま
すけれども、財源はもう令和8年度に繰り越せないということになりますので、そ
の分が減額となったという部分がまず大きなものがございます。ただ、事業につ
いては令和8年度に実施予定としておりますので、そこについては計画変更という形
で国のほうに依頼を申し上げております。

それと、あとは農業ハウスのほうが、予定で大きな金額を計上しておりましたけ
れども、計画当初に須崎市の中で区域を設定して、計画区ここが対象ということで
やらさせていただきましたけれども、なかなかそのちょっと私どものほうで精査が
十分甘かったという部分もございまして、地域の実情をもう少し考慮できたらよか
ったのかなということがございまして、現在令和7年度で実施は5件となっております
けれども、ここについては農業ハウスがもっとたくさんある地域について、計
画区の見直しができないかということを、令和7年度より国に御相談申し上げてい
るところで、前向きにちょっと検討いただけているような感じですので、また御報
告をしたいと思います。

それと、さっき議員もおっしゃいました戸建住宅の太陽光発電システムですが、
こちらのほう、なかなか何度も説明会はさせていただきましたけれども、実際手を
挙げていただける方が少なかった。これは令和7年度に8件実施することができて
おります。実施数はかなり少ない状況でございますが、こちらは補助率でいえばか
なり有利なものとなっております。私ども説明も不十分な部分もございしますが、設
置者、今回8件設置していただいた方の状況を見て、近隣の方から、また希望者も
募っていききたいとは考えておりますが、それを見てということで、近所の方で、こ
の4月以降で10件程度の御相談をいただいておりますので、やはり設置すれば
徐々に金額も有利ということで、増えていくのかなということで、今頑張っており
ますので、非常に御心配をおかけしている部分がございますが、今の状態はそうし
た状況でございますので、またよろしく願いしたいと思います。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝もうこれ以上お聞きいたしません。

もう1点、6ページ、水産業振興費260万円について、農林水産課長にお伺い
をいたします。これは名誉毀損で市を訴えられている分との解釈をしておりますが、
その後取り下げたいとか、自主調のお金を返還したいとか、そんな話があったよう
にもお聞きしました。その辺の対応、どういうふうにされておりますか。あわせて
お願いします。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝まず、自主調の横領の事件につきまして、これは刑事事件でご
ざいますので、今回の民事訴訟とは別の件になります。

それとあわせて、名誉毀損につきましては、先ほどの議員御案内とおり、令和7

年の3月議会で須崎町漁業協同組合の元組合長が、不当、不誠実な行為をしたということを議場で申し上げたことが名誉毀損であるということで、この度須崎市を相手として裁判が起こっている状況でございます。今裁判続いているということで、現状で詳細は答えしかねるところなんですけど、状況としましては、不当、不誠実と私が発言したことに対するその事実の認否について、今裁判で争っているというふうな状況でございます。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝その状況は分かりましたけど、取り下げたいとか、そういう話はなかったんですか。そこをお聞きしております。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝刑事事件の話ですか。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝刑事じゃないです、民事の話で。刑事はその他事項やないと質問できません、予算と違いますので。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝今回の民事訴訟については、取り下げといったものは今出ておりません。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝弁護士からも相談はなかったというようなことですね、間違いありません。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝この民事訴訟については、弁護士のほうからそういった話も受けておりません。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝農林水産課長にお伺いいたします。

26ページの第6款農林水産業費で県工事負担金（水利施設整備事業）更正減ですけれども、交付額が少なくて縮小されたということですが、どういうふうな縮小をされたんでしょうか、お伺いいたします。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝お答えします。

県工事負担金ということで、実際工事をされるのが高知県になってくるので、ちょっと具体的にその工事の中のどの部分を縮小したっていうのは、中身は私のほうも今現時点承知してないんですけども、これ池ノ内の第2排水機場に係る部分でございまして、複数年度の事業でございまして、施設全体で事業計画としましては、令和5年から令和9年までの事業となっております。今年の実績が1,032万6,000円で、なおかつ1,650万円は減額はするんですけども、それを減して、

なおかつ1,067万4,000円につきましては、次年度への繰り越しするというふうなことでなっております。県のほうに聞きますと、当初予算は事業ベースとして3,750万円で聞いてたんですけど、県からの話によりますと国から下りてきた補助額が要望額に比べて少なかったということでの縮小でございます、具体的にどの部分をどのようにその縮小したかっていうのは、ちょっと承知はしておりません。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝農林水産課長に再びお伺いいたしますが、27ページの安和漁港海岸高潮対策事業費更正減、これも県からの件ということでお伺いいたしましたが、これも事業には影響は関わってくるのでしょうか。縮小して行わないといけないとか、そういうことはないのでしょうか、お伺いいたします。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝お答えします。

これにつきましても先ほど答弁しましたように、補助金がこちらの要望額に対して少なかったということで、いただいた補助金に見合った事業を実施したということでは縮小にはなったわけですが、この事業につきましても、令和元年度から令和10年までの10年計画で総事業費7億円ということで計画しておりまして、今年度分は事業を縮小はしたんですけど、今のところ、今先ほど申しました令和10年度までには完成する見込みでございます。

○吉野委員長＝高橋（立）さん。

○高橋（立）委員＝25ページの健康推進課長になると思うのですが、モバイルクリニック推進事業費の更正減は事業の内容の見直しということだったと思います。高齢者対策も含めて非常に有効な事業じゃないかというふうな感じを持っていて、一般質問をさせてもらった経緯もございましたが、どのような内容の変更というか、であったのか、お教えいただきたいと思います。

○吉野委員長＝健康推進課長。

○國廣健康推進課長＝令和7年度の当初予算を組むにあたり、見積もりを令和6年の10月頃に取りこみです。まだ始まりの関係で、患者の人数の目標、もしくは参画される病院の数をかなり多めに見積もった関係で、実際令和7年度、見積もりが多かった分で契約の時にあたって目標値を下げたということで金額が下がっております。

○吉野委員長＝高橋（立）さん。

○高橋（立）委員＝事業内容と聞いたとき、やることの内容かと思って聞かせていただいたんですけど、件数の見積もり具合より少なかったという減少というお答えですね。分かりました。

○吉野委員長＝ほかにございませんか。

宮田さん。

○宮田委員＝健康推進課長にお伺いいたします。

25ページの乳児用おむつ購入助成事業費ですけれども、100件分が予定していた件数が半分ぐらいだったということですが、新年度もやはり同じ条件で予算を上げられていると思うんですけれども、減った分というか、もう数が減ってますので金額を増やすとか、期間を延長するとかって話し合いはなされたんでしょうか、お伺いいたします。

○吉野委員長＝健康推進課長。

○國廣健康推進課長＝令和7年度に関しましては、100人分ということで見込んであったのですが、実績は半分の50人となったことによって更正減となっております。当然、令和8年度予算に関しては、令和7年度出生数の減少もあった関係で、見込みの100人分を少し人数を減して予算は組んでます。

○吉野委員長＝ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第52号 専決処分の承認について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第52号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市川市民課長＝議案書31ページ、市議案第52号専決処分の承認についてにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げるとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の37ページでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ454万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,704万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。補正予算書の41ページを御覧ください。第2款後

期高齢者医療広域連合負担金第1項後期高齢者医療広域連合負担金第1目後期高齢者医療広域連合負担金454万2,000円の増額は、75歳以上の被保険者数の増により、後期高齢者医療広域連合負担金の増額となっています。

続きまして、歳入でございます。40ページを御覧ください。第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料第2目普通徴収保険料454万2,000円を計上いたしております。75歳以上の被保険者数の増により、後期高齢者医療保険料の増額となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第53号 専決処分の承認について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第53号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝議案書32ページ、市議案第53号令和8年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてにつきまして、御説明を申し上げます。

本議案は、須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計の令和7年度決算におきまして、住宅新築資金等貸付金に係る元利償還金に未納が生じ、歳入不足となっております。そのため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、歳入不足分を翌年度から繰上充用するため、令和8年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）でその必要額を計上し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げます、御承認をお願いするものでございます。

それでは、別冊補正予算書により御説明いたします。1ページでございます。今

回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,604万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億3,102万9,000円とするものであります。

それでは2ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正、歳出の第3款前年度繰上充用金第1項前年度繰上充用金としまして、1億1,604万4,000円を増額し、同じく歳入第2款諸収入第1項貸付金元利収入としまして、1億1,604万4,000円を増額するものであります。

以上よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第54号 令和8年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について《分割》

○吉野委員長＝続きまして、市議案第54号令和8年度須崎市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝市議案第54号、令和8年度須崎市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、福祉事務所所管分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書は9ページ、10ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第2目障害者福祉費74万6,000円の補正につきましては、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に係る委託料でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝続きまして、長寿介護課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書10ページでございます。第3款民生費第1項社会福祉費第8目介護保険推進事業費の121万円につきましては、事務費繰出金の更正に伴い、介

護保険特別会計への事務費繰入金を増額更正するものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝それでは農林水産課分について御説明いたします。

別冊補正予算書の10ページでございます。第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費は2,957万4,000円の補正でございます。その内訳につきましては、説明欄のとおりでございますが、まず園芸用ハウス等リノベーション事業費837万4,000円は、ハウス本体の補強や被覆資材の高度化、ハウス内設備の高度化に必要な資材等の導入への補助でございまして、今回の補正で11件分を追加し、合計で26件分を補助しようとするものでございます。次のこうち強くなやかな水田農業づくり支援事業費157万3,000円につきましては、昨日の一般質問でも答弁申し上げたとおりですが、持続可能な水田農業の確立に向けた取り組みを支援する事業であり、市内の米農家が導入する乾燥機への補助でございます。

それから地域営農推進基金積立金540万円につきましては、本年3月議会で議決をいただきました須崎市地域営農推進基金条例に基づきまして、高知県から交付される交付金540万円を、昨年度に実施した地域営農支援事業の財源である市債の償還に充てるために、一旦基金へ積み立てるものでございまして、その下の共同利用設備導入支援事業費1,422万7,000円は、JA土佐くろしおが導入するシントウ包装設備への補助でございます。

次に第4目農地費につきましては、法印山トンネル工事に係る設計業務委託の財源更正でございます。

続いて第2項林業費でございますが、第1目林業総務費45万円につきましては、森林環境整備事業費で須崎地区森林組合への委託事業でございますが、当該事業に係る労務単価が4月1日付で増額になったことに伴う補正でございます。

次に第3項水産業費、11ページに移りまして、第2目水産業振興費は47万2,000円の補正でございますが、現在2名が研修を受けておりまして、新たに2名の追加が予定されることから、その不足分を計上するものでございます。

以上でございます。

○吉野委員長＝建設課長。

○中川建設課長＝それでは建設課所管分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書11ページをお開きください。第8款土木費第2項道路橋りょう費第3目道路新設改良費2億5,680万円の補正につきましては、須崎総合高校新設道路建設事業費でございます。これは令和6年度から実施している工事の最終にあたる第3期目の工事費を中心とした事業費でございます。

御案内のとおり、本来当初予算に計上すべきところが、財源となる地方債の配分

に不足が生じる恐れがあったため、計上を見送っていましたが、財源に関して高知県との合意形成が得られたため、補正計上いたしましたものでございます。

以上よろしく申し上げます。

○吉野委員長＝説明は終わりましたが、この際、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○吉野委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝農林水産課長にお伺いいたします。

10ページの共同利用設備導入支援事業費についてですが、シシトウの包装設備をするということでした。今、シシトウはJA土佐くろしおの場合は農家が収穫したものを詰めてもらってる方がおいでます。なかなか大変な、大変なというか根気のいる作業でして、なかなか手がないとかいうことも聞いております。そのためのものだと思うんですけども、もしこれが導入されることによって、その雇用されている方が仕事がなくなるとか、そういった心配はないのでしょうか。お伺いいたします。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝お答えします。

まず、JA土佐くろしおにお話をお伺いすると、今大変人手不足であるということとございまして、この機械を導入することによって、人員が余剰になるといったことはございません。また、この機械を導入することによって、非常に作業効率が上がるということで、今回補助を導入しようとするものでございます。

○吉野委員長＝ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

いて

- 吉野委員長＝続きまして、市議案第55号令和8年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

- 大崎長寿介護課長＝市議案第55号、令和8年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてにつきて御説明いたします。

議案書34ページ、別冊補正予算書15ページからとなります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,305万1,000円としようとするものです。

それでは、補正予算書19ページの歳出より御説明いたします。第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費121万円の増額更正は、負担限度額認定証の様式見直しに伴うシステム改修費でございます。

続きまして、これに充当いたします財源としまして、18ページ歳入を御覧下さい。第7款繰入金第1項一般会計繰入金第5目その他一般会計繰入金に事務費繰入金として121万円の増額補正を計上するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- 吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第56号 令和8年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）について

- 吉野委員長＝続きまして、市議案第56号令和8年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

- 大野上下水道課長＝おはようございます。

市議案第56号令和8年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）についてにつきまして御説明いたします。

議案書35ページ、別冊須崎市水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。第2条、資本的収入及び支出の補正でございますが、給水車および応急給水資機材の倉庫建築等に伴いまして、収入の部第1款資本的収入第2項企業債を220万円増額し、2億4,470万円に、また第3項負担金を2,000万円増額し、2,550万円に、第1款資本的収入総額を2億9,270万円とするものでございます。また、支出の部につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を2,000万円増額し、3億2,100万円とし、第1款資本的支出総額を5億92万1,000円といたしております。

なお、これに伴い、予算第4条本文括弧書につきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億822万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,859万7,000円、減債積立金取崩し額2,549万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,412万8,000円で補てんするものとする。と改めております。

次に、第3条では企業債を補正するものでございます。

予算第5条に定めた上水道企業債の限度額を220万円増額し、総額1億7,950万円とするものでございます。

なお、2ページ以降には補正予算実施計画等を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ありませんか。ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第57号 高幡障害者支援施設組合規約の変更について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第57号高幡障害者支援施設組合規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝市議案第57号、高幡障害者支援施設組合規約の変更についてにつきまして御説明をいたします。

議案書36ページ、37ページでございます。本議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、高幡障害者支援施設組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

高幡障害者支援施設組合では、今後の組合の在り方を協議しておりまして、現在の指定管理者での継続した経営を想定といたしました組合解散に向けた検討が行われております。このことから、組合規約に解散に関する条項を追加するものでございます。

変更の内容につきましては、第12条を第16条とし、第11条の次に第12条組合の解散、第13条解散に伴う財産処分、第14条解散に伴う任務の承継、第15条決算の審査及び認定の4条を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は高知県知事の許可のあった日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第62号 字の区域の変更について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第62号字の区域の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝市議案第62号、字の区域の変更についてにつきまして御説明いたします。

議案書42ページでございます。本議案は、高知県の事業である県道須崎仁ノ線の道路改良計画に伴いまして、現在未登記の公有水面の埋立地を整理するために、須崎市浦ノ内塩間字宮ノ前35番、36番地先から同所字藤ケサコ10番3地先までの字である浦ノ内塩間字東ノ谷を3つの字に分けまして、須崎市浦ノ内塩間字宮ノ前35番地先から649番口地先までを浦ノ内塩間字宮ノ前に、同じく須崎市浦ノ内塩間字東ノ谷28番地先から13番2地先までを浦ノ内塩間字東ノ谷に、そして須崎市浦ノ内塩間字藤ケサコ12番地先から10番3地先までを浦ノ内塩間字藤ケサコに変更しようとするものでございます。

なお、添付資料といたしまして、別冊の位置図を御参照願います。

以上よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

○吉野委員長＝以上で当委員会の審議すべき議案は終了いたしましたが、ほかに何かございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝なければ、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

~~~~~

○午前11時21分 散会